

(仮称)学研高山地区南エリア土地区画整理事業  
一括業務代行予定者募集要項

令和8年4月

学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合

## 目次

1. 基本事項.....	1
1-1 募集の趣旨.....	1
1-2 事業の概要.....	1
1-3 施行地区の概要.....	1
1-4 本エリアにおけるこれまでの経緯.....	3
2. 一括業務代行予定者の業務概要.....	4
2-1 一括業務代行予定者の位置付け及び役割.....	4
2-2 一括業務代行予定者の業務内容.....	4
2-3 業務に関する費用.....	4
2-4 覚書の締結.....	4
2-5 業務期間.....	4
2-6 一括業務代行者への移行.....	5
3. 参加の概要.....	6
3-1 資格要件.....	6
3-2 実績要件.....	6
4. 選定等のスケジュール表.....	7
5. 応募等の手続.....	8
5-1 選定要項等の配布・配信.....	8
5-2 質疑の受付及び回答.....	8
5-3 申込、提案の受付.....	8
6. 事業提案書の作成.....	9
6-1 事業提案内容.....	9
6-2 事業提案書の仕様、部数.....	10
7. 審査方法と審査結果.....	11
8. 提供する参考資料(電子データをCD-Rで配付).....	12
9. 留意事項.....	12

募集実施主体 : 学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合  
問合先 : 学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合事務局  
生駒市 都市整備部 学研推進課内 (担当: 谷口、北田)  
〒630-0288 生駒市東新町 8 番 38 号  
電話: 0743-74-1111(内線 3860)  
E-mail: [gakken@city.ikoma.lg.jp](mailto:gakken@city.ikoma.lg.jp)  
<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000036718.html>

# 1. 基本事項

## 1-1 募集の趣旨

関西文化学術研究都市(愛称:けいはんな学研都市)は、昭和62(1987)年に関西文化学術研究都市建設促進法が公布・施行され、国家プロジェクトとして、都市の建設等が進められてきました。令和8年には第5期ステージプランが策定され、ポスト万博シティとしての役割を受け、研究成果等の活用・拡大を図っていくステージへの取組みが進められるところです。

けいはんな学研都市のほぼ中央部に位置している「学研高山地区」では、第1工区において奈良先端科学技術大学院大学や研究開発型産業施設などが既に立地しています。

第2工区においても新たなまちづくりに向け、生駒市が平成28年に独立行政法人都市再生機構(以下「UR」という。)の保有地を取得し、地権者の意向集約・合意形成などを目的に平成30年11月に「学研高山地区第2工区地権者の会」が設立され、令和4年6月策定の学研高山地区第2工区マスタープランでは、産業・学術研究拠点を更に拡張すべく、組合施行の土地区画整理事業による段階的なまちづくり計画が示されました。

そのような中、第2工区の先行エリアとして学研高山地区南エリア(以下「南エリア」という。)の地権者が令和5年5月に「学研高山地区南エリアまちづくり協議会」を設立し、生駒市の支援を得ながら令和5年9月に南エリアのまちづくりの基本構想等をまとめ、令和6年12月に、「学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合」(以下「準備組合」という。)を設立し、事業実施に向けた検討を進めてきました。

このたび、準備組合は、南エリアの立地ポテンシャルを最大限に生かした実効性ある土地区画整理事業によるまちづくりを進めていくため、民間事業者の豊富な経験とノウハウを活用した実効性の高い事業計画案を検討し、事業認可取得に係る事務、調査・計画、設計等を代行する一括業務代行予定者を募集(以下「本募集」という。)いたします。

## 1-2 事業の概要

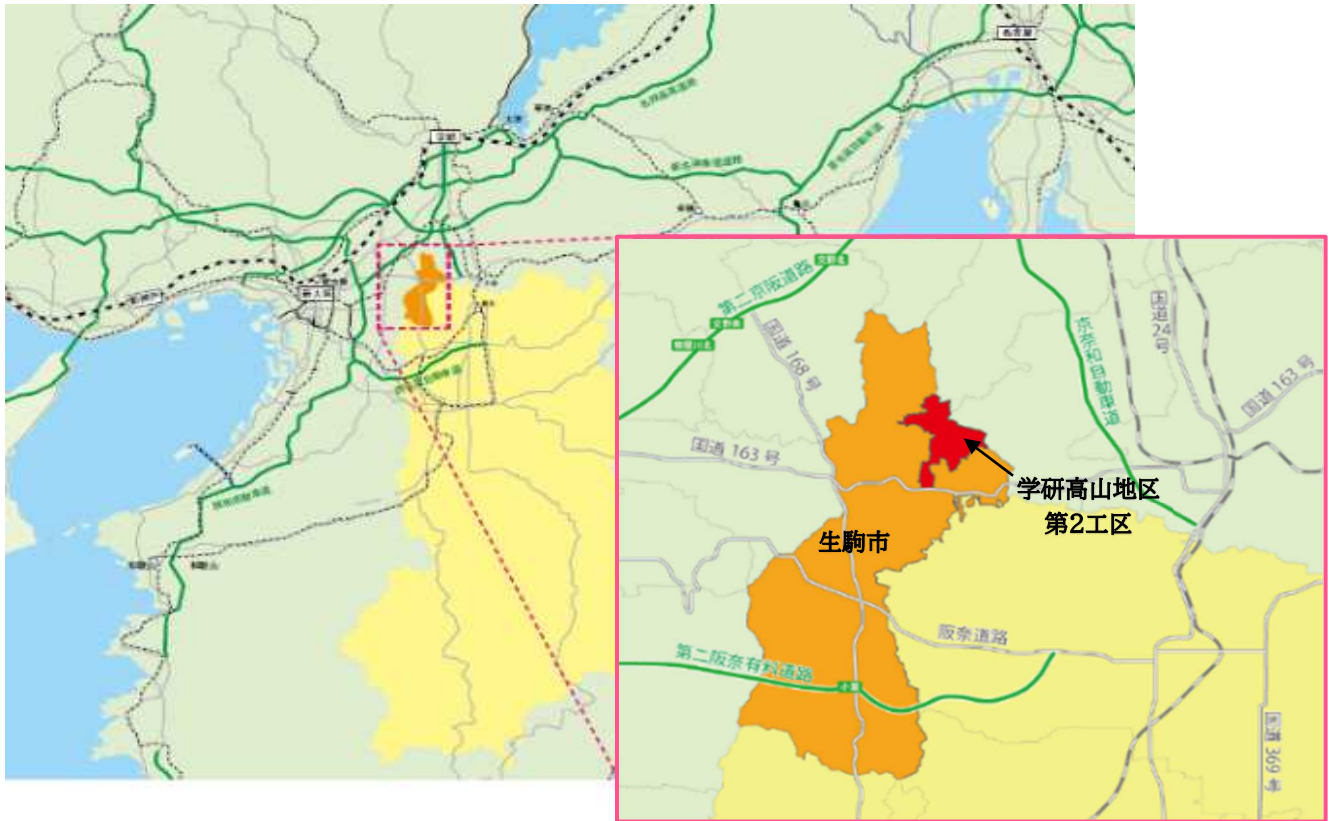
事業名称	:(仮称)学研高山地区南エリア土地区画整理事業
施行者	:(仮称)学研高山地区南エリア土地区画整理組合
事業手法	:一括業務代行方式による組合施行の土地区画整理事業
施行地区	:位置図、エリア図参照(2 ページ)

## 1-3 施行地区の概要

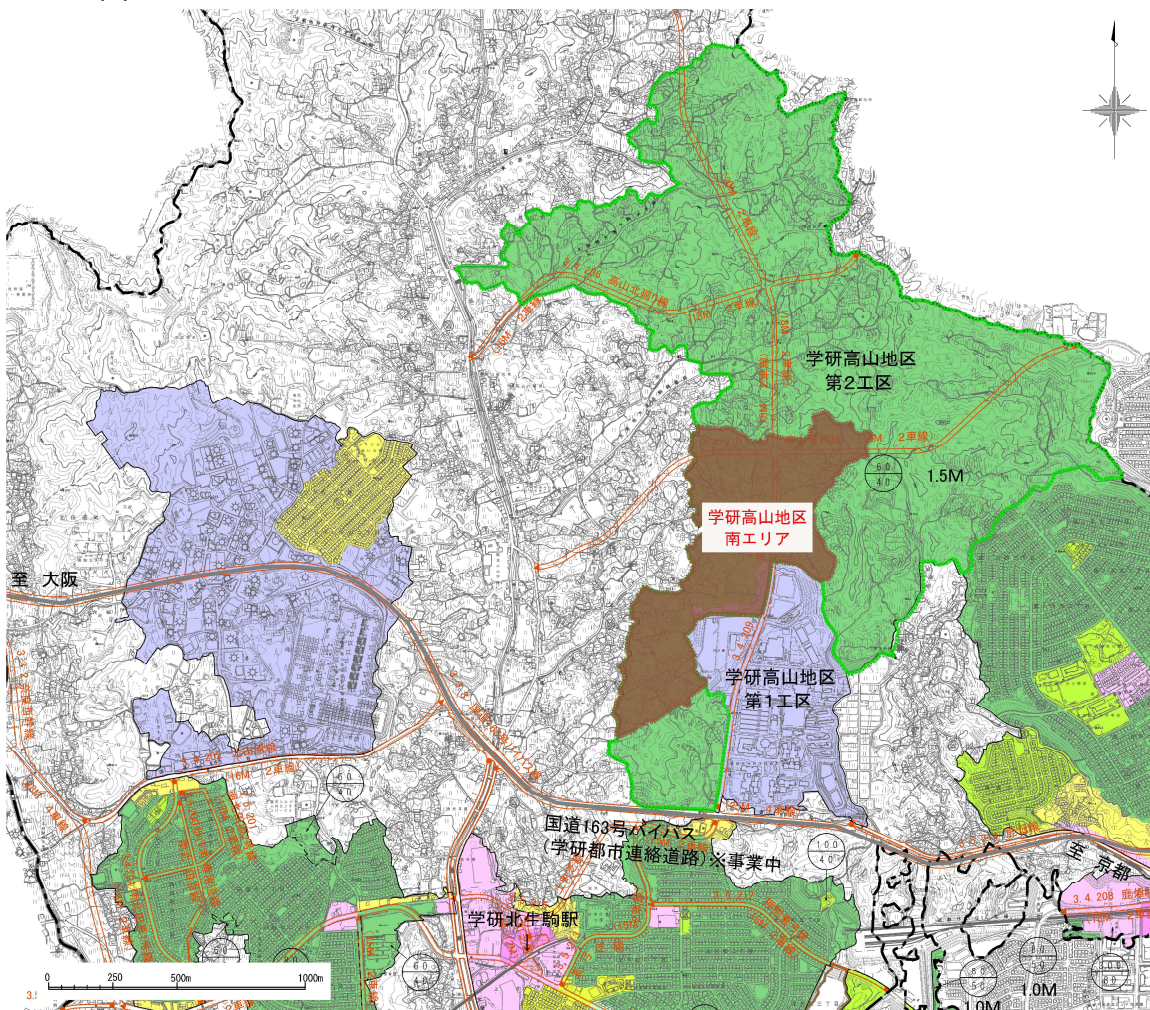
所在地	:奈良県生駒市高山町地内
地区面積	:約 48ha
地権者数	:約 150名(令和7年12月時点、権利者ベース)
地区の現況	:南エリアは南下がりの高低差約55mの急峻な丘陵地であり、土地利用の現況は、大部分が山林、田畑で、一部の農地で耕作がなされているほか、2戸の住宅が存在している。 また、隣接する学研高山地区第1工区には、先端的な科学技術分野の高度な教育研究施設などが立地しており、地区の南に、3・3・8国道 163 号バイパス線が通っており、最寄り駅として近鉄けいはんな線学研北生駒駅がある。

※その他 施行地区の概要については参考資料 1 を参照してください。

位置図



エリア図



#### 1-4 本エリアにおけるこれまでの経緯

時期	内容
令和4年6月	学研高山地区第2工区マスタープラン策定 生駒市HP: <a href="https://www.city.ikoma.lg.jp/0000027324.html">https://www.city.ikoma.lg.jp/0000027324.html</a>
令和4年10月	学研高山地区第2工区事業推進会議設置 生駒市HP: <a href="https://www.city.ikoma.lg.jp/0000031049.html">https://www.city.ikoma.lg.jp/0000031049.html</a>
令和5年5月	学研高山地区南エリアまちづくり協議会設立 生駒市HP: <a href="https://www.city.ikoma.lg.jp/0000032555.html">https://www.city.ikoma.lg.jp/0000032555.html</a>
令和6年8月	基本構想、基本計画図(案)の作成
令和6年10月	土地区画整理準備組合設立に向けた説明会
令和6年12月	学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合設立 生駒市HP: <a href="https://www.city.ikoma.lg.jp/0000036718.html">https://www.city.ikoma.lg.jp/0000036718.html</a>
令和7年2月	生駒市へ技術援助申請書の提出
令和7年4月	都市計画道路の変更(生駒市決定)
令和7年6月	勉強会の開催
令和7年7月	個別相談会の実施
令和7年11月	先進地視察(彩都東部地区) 企業誘致PRパンフレットの作成 基本計画図(案)の変更
令和7年12月	第1回全体説明会の開催 (これまで取組み、基本計画図(案)、今後のスケジュール)
令和8年1月	個別説明会の実施
令和8年3月	第2回全体説明会の開催 (基本計画、募集要項、概算事業費等)

##### [生駒市過年度調査]

- ・ 学研高山地区南エリア基本計画作成等業務(令和5年度)
- ・ 学研高山地区南エリア区画整理事業調査等業務(令和6年度)
- ・ 高山第2工区(49地点)試掘調査委託業務(令和6年度)
- ・ 高山第2工区(43・44地点)試掘調査委託業務(令和6年度)
- ・ 高山第2工区(45地点)試掘調査委託業務(令和7年度)

##### [生駒市実施中調査]

- ・ 学研高山地区南エリア事業計画案作成等業務(令和7年度)
- ・ 学研高山地区南エリア環境調査等業務(令和7～8年度)

※生駒市では、上記の各調査のほか、過去にURが実施した測量、地質調査等の報告書を所有されています。一括業務代行予定者には、準備組合が生駒市に対して必要な各調査報告書のコピーの提供等を求め、提供されたものは貸与させていただくことになります。

## 2. 一括業務代行予定者の業務概要

### 2-1 一括業務代行予定者の位置付け及び役割

募集により選定された候補者は、準備組合の総会において、正式に一括業務代行予定者として決定し、準備組合と「覚書」を締結していただく予定です。

一括業務代行予定者は、(仮称)学研高山地区南エリア土地区画整理組合(以下「本組合」という。)設立までの間、以下の2-2に示す業務を行うものとしします。

### 2-2 一括業務代行予定者の業務内容

一括業務代行予定者の業務(以下「本業務」という。)内容は、以下の予定です。

- ①準備組合事務局、会議開催などの準備組合の運営
- ②補助金、助成金、負担金等に係る業務
- ③測量、調査及び設計に関する業務(補償調査、鑑定調査、土質調査、道路等の公共施設の設計、換地に係る検討等)
- ④本組合の設立認可取得に向けた定款、事業計画、行政協議、認可申請に関する業務
- ⑤権利者の土地活用意向の把握
- ⑥土地の利活用と企業誘致に関する全体コーディネート(売却単価や借地単価の設定、地権者組織設立(地権者会社など)の支援など)
- ⑦本組合設立のための権利者の合意形成への対応業務
- ⑧事業認可前に要する資金の調達・立替
- ⑨その他土地区画整理事業施行者となる本組合設立に必要な業務

### 2-3 業務に関する費用

本業務に要する費用については、一括業務代行予定者で調達・立て替えていただきます。

ただし、本組合の設立総会までに要した費用のうち、準備組合が認めた費用については本組合に請求することができます。

なお、本組合設立に至らなかった場合は、これらの費用は、原則として一括業務代行予定者の負担とします。

### 2-4 覚書の締結

2-1 に記載したとおり、準備組合の総会において一括業務代行予定者を正式決定した後、準備組合と一括業務代行予定者との覚書を締結していただく予定です。覚書の内容については、P12に示す参考資料9 覚書(案)を基本に準備組合と一括業務代行予定者が協議し、合意の上で定める予定です。

なお、一括業務代行予定者候補は準備組合の総会に出席して頂き、事業提案書などを説明していただく予定です。

### 2-5 業務期間

本業務の期間は一括業務代行予定者が準備組合との「覚書」の締結日から、本組合の設立認可日までとします。

## 2-6 一括業務代行者への移行

一括業務代行予定者は、本組合設立認可後に開催する設立総会の議決をもって一括業務代行者に移行するものとし、本組合と一括業務代行契約を締結するものとする。

なお、一括業務代行者の業務内容は以下を想定しています。

1. 組合の執行機関の事務局運営に関する業務
2. 定款及び事業計画の変更案の作成業務
3. 仮換地指定案の作成業務
4. 建築物、工作物等の補償案の作成業務
5. 換地計画案の作成業務
6. 保留地処分に関する業務
7. 町名・地番整理案の作成業務
8. 換地処分に関する業務
9. 登記に関する業務
10. 清算金の徴収及び交付に関する業務
11. 組合の解散に関する事務及び清算業務
12. 所管行政官公署に対する協議、許認可及び届出業務
13. 公共施設等管理者に対する通知事務業務
14. 調査、設計及び測量業務
15. 画地、道路、公園等の設計並びに移管業務
16. 画地、道路、公園等の造成、建築物等の移転その他の工事及び工事管理業務
17. 建築物等の移転等補償に係る契約締結に関する事務処理業務
18. 地方公共団体等に対する補助金、助成金、負担金に関する業務
19. 保留地売買代金、補助金等の収入に合わせた事業収支計画の立案
20. 前号の事業収支計画に沿った事業運営
21. 換地の利活用と企業誘致に関するトータルコーディネート
22. まちづくりについての支援業務
- ※ 自治会・地域・公共・進出企業及び近隣企業等の参加によるまちづくり体制の構築など、持続性のある地区周辺のまちづくり(エリアマネジメント)支援
23. その他本事業に係る事務的又は技術的処理業務

### 3. 参加の概要

応募者は、以下の資格要件、実績要件を満たす十分な経験がある法人格を持った単一の企業、または、複数の企業で構成される共同企業体とします。

#### 3-1 資格要件

応募者が、単一の場合は①～⑥の要件をすべて満たす者としてします。

共同企業体の場合は、その構成員の中から代表者が応募手続きを行うこととし、代表者及び構成員のいずれかが、次の①または②の要件を満たす必要があります。また、代表者及びすべての構成員は、次の③～⑥の要件を満たす者としてします。

- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であり、当該許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。
- ② 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 3 条第 1 項の免許を受けている者。
- ③ 一括業務代行予定者選定の日までの間において、営業を行うにつき、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止命令を受けていない者。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による更生手続きまたは再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条または第 19 条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益をを図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 3-2 実績要件

応募者は以下の実績を有する者としてします。ただし、共同企業体の場合は、代表者及び構成員のいずれかが以下の実績を満たす者としてします。

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合から委託を受け土地区画整理事業の業務を一括して代行した実績を有する者。

なお、実績とする事業については、過去10年間(平成28年4月1日から令和8年3月31日)に土地区画整理法第 14 条設立の規定による認可を受けた施行面積 25ha 以上の事業を対象とします。

## 4. 選定等のスケジュール表

応募の概ねのスケジュールは以下の通りとします。

募集要項の配布 (配信)	令和8年4月 7日(火)～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本募集要項は準備組合事務局ホームページからダウンロード可能</li> <li>・本募集要項「8. 提供する参考資料」は、準備組合事務局の窓口で配布</li> </ul>
▼		
質疑の受付	令和8年4月 7日(火)～ 令和8年4月20日(月)16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式1)に必要事項を記入し、準備組合事務局へ提出</li> </ul>
▼		
質疑への回答	令和8年4月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備組合事務局ホームページに掲載</li> </ul>
▼		
事業提案書の提出 ※詳細は9ページ参照	令和8年5月18日(月)9:00～ 令和8年5月28日(木)16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式2,3)及び必要書類を準備組合事務局まで持参</li> </ul>
▼		
事業提案書の プレゼンテーション	令和8年6月16日(火) (予定) ※詳細は別途通知します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者を1者選定</li> <li>・本募集要項「7.審査方法と審査結果」参照</li> </ul>
▼		
一括業務代行 予定者決定	令和8年7月18日(土) (予定) ※詳細は別途通知します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備組合総会で決定</li> </ul>

## 5. 応募等の手続

### 5-1 選定要項等の配布・配信

- ①募集要項配信 : 令和8年4月7日(火)～ 準備組合事務局 HP で配信  
(<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000036718.html>)
- ②参考資料の提供 : 令和8年4月7日(火)から、準備組合事務局 生駒市学研推進課 (生駒市役所39番窓口)において電子データをCD-Rにて提供します。  
※来庁される際には事前に準備組合事務局に電話連絡をお願いします。  
※提供する参考資料(12ページ)は、今回の選定目的以外の転用は禁止するとともに、申込・提案の受付時に、提供したCD-Rを手交にて返却して頂きます。

準備組合事務局 生駒市都市整備部学研推進課(担当:谷口、北田)  
TEL : 0743-74-1111(内線 3860)

### 5-2 質疑の受付及び回答

- ①受付期間 : 令和8年4月7日(火)～令和8年4月20日(月) 16時30分まで  
②提出書類 : 質問書(様式1)  
③提出方法 : 電子メールにて提出してください。(E-mail:[gakken@city.ikoma.lg.jp](mailto:gakken@city.ikoma.lg.jp))  
※電子メール以外の方法での質問に対しては回答しません。  
※電子メール送信後は、受信確認のため準備組合事務局まで電話連絡をしてください。  
④回答日 : 令和8年4月28日(火)15時頃  
⑤回答方法 : 準備組合事務局 HP に掲載 (<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000036718.html>)

### 5-3 申込、提案書の受付

- ①受付期間 : 令和8年5月18日(月)～令和8年5月28日(木)  
9時～16時30分まで ※土日祝除く  
②提出書類 : 次の1.ア)、イ)に記載の提出物(部数2部、電子データ)  
2.に記載の提出物(部数20部、電子データ)  
③提出場所 : 準備組合事務局 生駒市都市整備部学研推進課 (生駒市役所39番窓口)  
※来庁される際には事前に準備組合事務局まで電話連絡をお願いいたします。
1. 事業提案書提出届(様式2)及び代表者及び各構成員が該当する資格要件に適合することを証する以下の書類。  
ア) 資格要件:定款、会社概要書  
会社・法人の登記事項証明書、(発行から3か月以内の履歴事項全部証明書)  
「3.参加の概要 3-1 資格要件」①②の資格を確認できる書類  
イ) 実績要件:実績表(様式3)、「3.参加の概要 3-2実績要件」に記載された実績の契約書(写し)、事業計画書等実績を確認できる書類  
※ 共同企業体で応募する場合は、共同企業体を構成するすべての企業について、上記提出書類を代表者がとりまとめ、提出してください。
2. 事業提案書(簡易製本)  
・ 事業提案書の仕様は「6. 事業提案書の作成」に記載しています。  
・ 準備組合事務局まで、事業提案書及び電子データを持参ください。(郵送による提出は受付不可。)

## 6. 事業提案書の作成

### 6-1 事業提案内容

事業提案書の作成にあたっては、「8. 提供する参考資料」の基本構想、基本計画図(案)などを参考に、南エリアのポテンシャルを最大限に活かした実効性のある土地区画整理事業の実現を想定し、以下の項目について提案してください。

提案項目	提案・評価事項
1.まちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学研都市・高山地区全体を見据えた将来像とその実現方針</li> <li>・ 地域特性を踏まえた将来像、コンセプト</li> <li>・ 事業展開に向けた現実的なロードマップ</li> <li>・ 次期工区(ゲートエリア)との連携方針</li> <li>・ 市実施の環境調査結果への対応方針 など</li> </ul>
2.土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地区特性を踏まえた土地利用の妥当性</li> <li>・ 地権者意向と基本構想、基本計画図(案)と整合が図られた土地利用計画</li> <li>・ 産業・居住・商業等の求められる機能の適切な用途配置</li> <li>・ 物、人の流れに配慮した動線計画</li> <li>・ 事業性の高い保留地、公共用地の配置方針 など</li> </ul>
3.事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■収支・リスク対応を含む事業遂行力</li> <li>・ 根拠ある資金計画(収支計画、事業スケジュールなど)</li> <li>・ 事業費等の妥当性(事業費、保留地処分価格、減歩率など)</li> <li>・ 想定リスクへの具体的な対応策(想定される時期、対応スケジュールなど)</li> <li>・ 市有地の活用策(事業全体での活用策、まちづくりへの貢献など) など</li> </ul>
4.事業推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業を継続的、安定的に推進できる体制</li> <li>・ 組織体制、専門スタッフの配置</li> <li>・ 準備組合、市との役割分担と連携方針 など</li> </ul>
5.地権者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地権者の合意形成と仮換地への支援体制</li> <li>・ 合意形成に向けた説明会等のプロセス設計</li> <li>・ 共同化、売却、賃貸等の地権者土地活用方法と支援策</li> <li>・ 集約換地への企業誘致策</li> <li>・ 地権者(不在地権者等を含む)への支援策 など</li> </ul>
6.企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保留地・換地を活用した誘致戦略の実現性</li> <li>・ 事業性の向上につながる処分方法</li> <li>・ 誘致する業種や企業像</li> <li>・ 保留地販売や賃貸スキーム など</li> </ul>
7.まちの付加価値創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「選ばれるまち」に向けた付加価値の創出</li> <li>・ エリアマネジメントの仕組み</li> <li>・ 周辺との調和、景観、環境、防災等の質を高める工夫 など</li> </ul>
8.区画整理事業に係る独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■標準スキームを超える創意工夫と実現性</li> <li>・ 独自性のある事業実施</li> <li>・ 事業期間短縮や収支改善に資する提案 など</li> </ul>

※事業提案書には、様式3に記載する実績地区について、上表に関連する項目があれば参考として記載してください。

## 6-2 事業提案書の仕様、部数

- ① 事業提案書は、A3版用紙片面で横向き 8 枚以内(表紙・目次を除く)で作成してください。
- ② 構成は、「6-1 事業提案内容」に示す項目との関係がわかるように記載してください。
- ③ 本文中は文字サイズを12pt以上としてください。図表についてはこの限りではありませんが、読みやすい表現としてください。その他の様式は任意とします。
- ④ 表紙には申込者名を明記してください。
- ⑤ 印刷は片面印刷で、左綴じ(ホチキス2点)した簡易製本としてください。
- ⑥ 簡易製本を 20 部とし、PDF形式の電子データ(CD-R)を1枚提出してください。  
なお、事業提案書等は返却いたしません。

## 7. 審査方法と審査結果

### 7-1 審査方法

審査は、学研高山地区南エリア土地区画整理事業一括業務代行予定者候補選定審査会が行います。

### 7-2 審査の進め方(手順)

審査の進め方(手順)は以下の通りとします。

資格要件の確認	代表者及び各構成員の 資格要件・実績要件の確認	・資格要件・実績要件を満たさない場合は、失格となります。
実績審査	準備組合事務局による実績審査	・実績審査20/100点
提案審査	事業提案内容について プレゼンテーション・質疑応答等を 踏まえて総合審査	・提案審査80/100点
採点集計 候補選定	審査結果を踏まえ、候補者を1者 選定	・採点集計結果は非公開とします。

### 7-3 提案審査

事業提案内容について、プレゼンテーションと質疑応答を踏まえ審査します。プレゼンテーションにあたっては、説明用の映写スライドを用いた説明も可能としますが、あくまでも提出された事業提案書に沿った説明としてください。追加の資料配付は認めません。

なお、プレゼンテーションの時間は20分程度、質疑応答30分程度の予定です。

※審査委員及び準備組合事務局を除く準備組員は、プレゼンテーションに限り傍聴可能とします。

### 7-4 審査内容

「3-2 実績要件」および「6.事業提案書の作成 6-1 事業提案内容」の項目・内容ごとに評価します。審査の配点は、実績審査 20 点、提案審査(プレゼンテーション審査含む)80点とします。

### 7-5 審査に基づく一括業務代行予定者候補の選定

審査委員が採点した得点を合計し、「最も高い合計得点」を得た応募者を一括業務代行予定者候補として選定します。

### 7-6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本募集要項に定める事項に違反した場合
- ② 虚偽の申込みをした場合
- ③ その他、一括業務代行予定者として不適切と思われる行為が認められた場合、また、一括業務代行予定者決定までに、地権者等に対し、自己の審査において有利な扱いを受けようとするを目的として、接触等の働きかけを行った場合

### 7-7 審査結果の通知

審査結果については、速やかに電子メール等で連絡し、後日、文書にて通知します。

## 8. 提供する参考資料(電子データをCD-Rで配付)

- 参考資料1 施行地区の概要
- 参考資料2 都市計画図(用途地域については暫定)
- 参考資料3 基本構想
- 参考資料4 基本計画図(案)
- 参考資料5 基本計画図(案)に基づく概算事業等の試算
- 参考資料6 設計図
- 参考資料7 現況測量図(CAD データ sfc形式 含む)
- 参考資料8 その他概算事業費算出に必要な図面および数量
  - 土地利用計画図(CAD データ sfc形式 含む)
  - 道路計画平面図
  - 雨水排水計画平面図
  - 調整池流域図
  - 汚水排水計画平面図
  - 上水道計画平面図
  - 農業用水計画平面図
  - 造成計画平面図
  - 切盛平面図
  - 土量計算図
  - 残土処分地想定位置図
  - 道路標準断面図
  - ラウンドアバウト計画平面図
  - 概算事業量(数量計算書)
- 参考資料9 覚書(案)

## 9. 留意事項

- ① (仮称)学研高山地区南エリア土地区画整理事業は、奈良県及び生駒市の指導、監督の下に行われる事業であることを了承した上で、提案申込みしてください。
- ② 事業提案書の作成等に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ③ 応募者が提出する事業提案書は、1案に限ります。提出された事業提案書の変更は認めません。また、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- ④ 事業提案書の著作権は応募者に帰属します。ただし、準備組合及び生駒市は、一括業務代行予定者候補に選定された者の提出した事業提案書について、準備組合や生駒市、生駒市議会などへの選定報告等に、応募者と協議のうえ利用できるものとします。
- ⑤ 地形や既存施設は現地で確認していただいて結構ですが、周辺住民の迷惑にならないようみだりに民有地に立ち入らないでください。第三者からの苦情や損害等を与えることによりトラブルが発生した場合は、自らが責任を持って対処してください。
- ⑥ 信義誠実な検討の結果、事業化に至らなかった場合でも原則として、準備組合と一括業務代行予定者は互いに一切の罰則、補償等、何らの責も負わないものとします。

(様式1)

令和 年 月 日

学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合 様

事業提案者名  
代表者名  
担当者名  
担当者連絡先

## 質問書

(仮称)学研高山地区南エリア土地区画整理事業の一括業務代行予定者の選定について、以下を質問しますので、ご回答ください。

1.	
2.	
3.	
4.	

注1:質疑事項は、できるだけ簡潔にまとめてください。

注2:質問項目が不足した場合は、適宜用紙を追加してください。

注3:質疑応答集には質問者の名称等は記載しません。

(様式2)

令和 年 月 日

学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合 様

事業提案者名  
代表者名  
担当者名  
担当者連絡先

### 事業提案書提出届

(仮称)学研高山地区南エリア土地区画整理事業の一括業務代行予定者の選定について、関係書類を添えて申し込めます。

1	代表企業名		代表者氏名		
	所在地	〒			
	連絡先	所属部署名		担当者職名氏名	
		電話番号		FAX番号	
		E-mail			

注1:複数の企業等で構成する企業体で応募する場合は、代表企業名を上欄に記載し、その他の参加する企業すべてについて裏面に記載してください。

注2:記入欄が不足した場合は、適宜用紙を追加してください。

(様式2)

2	共同企業名		代表者 氏名		
	所在地		〒		
	連絡先	所属部署名		担当者 職名 氏名	
		電話番号		FAX 番号	
E-mail					
3	共同企業名		代表者 氏名		
	所在地		〒		
	連絡先	所属部署名		担当者 職名 氏名	
		電話番号		FAX 番号	
E-mail					
4	共同企業名		代表者 氏名		
	所在地		〒		
	連絡先	所属部署名		担当者 職名 氏名	
		電話番号		FAX 番号	
E-mail					

(様式3) 土地区画整理組合から委託を受け土地区画整理事業の業務を一括して代行した実績表(過去10年間)

事業名	施行者名	事業期間	施行面積	地権者数	認可前からの参入 (一括業務代行予定者等)	主たる土地利用

注1:記入欄が不足した場合は、適宜用紙を追加してください。

(様式4)

## 誓約書(暴力団排除関係)

令和 年 月 日

学研高山地区南エリア土地区画整理準備組合 様  
生駒市長様

所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 役 職 名 ・ 氏 名

印

当社は、(仮称)学研高山地区南エリア土地区画整理事業の一括業務代行予定者の申込みにあたり、下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、一括業務代行予定者としての登録取り消し等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

下記事項の該当の有無を確認するため、別紙役員等一覧表(受任者を含む。)を提出するとともに、生駒市が奈良県生駒警察署長に照会することを承諾いたします。

### 記

1 当社(私)は、次に掲げる事項に該当いたしません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
- (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 当社(私)は、上記1に掲げる事項に該当する者と下請契約等の契約を行いません。

3 当社(私)は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を市長に報告するとともに、警察に届けます。

注)「役員等」とは、法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

(別紙)

## 役員等一覧表(受任者を含む)

令和 年 月 日 現在

所在地  
商号又は名称  
代表者役職名・氏名

印

役職名	氏名(フリガナ)	生年月日	住所
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員(事業協同組合の場合は理事)を記入してください。監査役については除きます。

※ 法人については、法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本を添付(写し可)してください。

※ この役員一覧表で取得した個人情報については、準備組合で適正に管理します。

※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。